

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成30年5月25日午後3時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 17名
2. 出席委員 15名にしてその氏名は次のとおり  
1番 沼部 清伸      2番 高橋 誠一      3番 高橋 善一  
4番 舩山 利美      5番 安達 芳紀      6番 小野 博  
7番 遠藤 敬一      8番 佐藤 一志      9番 浅野 厚司  
10番 高橋 隆      11番 錦郡 昌之      12番 島崎 栄一  
14番 大武 伸彦      15番 峠田 一徳      17番 黒澤 ちよ子
3. 欠席通告委員 2名にして氏名は次のとおり  
13番 大河原 清      16番 本間 仁一
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 小関 宏司  
同 上 事務局 長 補 佐 大坂 登啓
5. 付議事件  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報 第7号 南陽市認定農業者の認定について  
日程第5 議第22号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第6 議第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第7 議第24号 非農地証明願に対する可否について  
日程第8 議第25号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について



議長（沼部会長）

次に日程第5議第22号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。  
提案理由について事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第22号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第3条の規定により本委員会に対し、所有権移転2件、賃貸借権設定1件、使用貸借権の移転が10件、合計13件の許可申請があったのでご提案するものであります。  
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1番につきましては、■■■■■が贈与という事由で■■■■■に、▲▲字▲▲ 田 142 m<sup>2</sup>を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、■■■■■が労力不足という事由で規模拡大を図りたい■■■■■に、▲▲字▲▲ 田 合計152.65 m<sup>2</sup>を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、■■■■■が■■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計3,780 m<sup>2</sup>を新規の10年契約で12月31日支払金納となっております。

4番につきましては、■■■■■と■■■■■との間で使用貸借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 田4,835 m<sup>2</sup> 畑446 m<sup>2</sup> 合計5,281 m<sup>2</sup>の5年契約です。

5番につきましては、■■■■■と■■■■■との間で使用貸借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 786 m<sup>2</sup>の5年契約です。

6番につきましては、■■■■■と■■■■■との間で使用貸借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 合計538 m<sup>2</sup> の5年契約です。

7番につきましては、■■■■■と■■■■■との間で使用貸借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 合計581 m<sup>2</sup> の5年契約です。

8番につきましては、■■■■■と■■■■■との間で使用貸借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 合計405 m<sup>2</sup> の5年契約です。

9番につきましては、■■■■■と■■■■■との間で使用貸借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 839 m<sup>2</sup> の5年契約です。

10番につきましては、■■■■■と■■■■■との間で使用貸借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計2,702 m<sup>2</sup> の5年契約です。

11番につきましては、■■■■■と■■■■■との間で使用貸借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計3,679 m<sup>2</sup> の5年契約です。

12番につきましては、■■■■■と■■■■■との間で使用貸借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計3,800 m<sup>2</sup>の5年契約です。

大坂事務局長補佐 13番につきましては、■■■■と■■■■との間で使用貸借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 田 1,477 m<sup>2</sup> 畑 194 m<sup>2</sup> 合計 1,671 m<sup>2</sup>の5年契約です。

議長（沼部会長） ここで現地調査について担当委員より報告をお願いいたします。

議長（沼部会長） 初めに議第22号1番の現地調査について、私の担当地区でありますので、報告いたします。

1番  
（沼部清伸委員） 転作地として景観作物が栽培されており、周辺農地に影響ないことを確認しております。

議長（沼部会長） 次に2番の現地調査について事務局より報告をお願いします。

大坂事務局長補佐 本日欠席の本間委員の担当地区になります。昨日事務局へ本間委員がおいでになり、すべて耕作され周辺農地に影響ないことを確認したとのことでした。

議長（沼部会長） 次に3番の現地調査について11番錦郡昌之委員より報告をお願いいたします。

11番

（錦郡昌之委員）  
議長（沼部会長）

すべてが耕作され、周辺農地に影響ないことを確認してきました。  
お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する委員が1名おりますので分割して審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長） 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（沼部会長） 始めに議第22号9番の案件について審議いたします。

ここで、14番大武伸彦委員の退席を求めます。

……………14番大武伸彦委員退席（ときに午後3時40分）……………

議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長） 決定することが全員と認めます。  
よって本案件については、計画の通り決定するべきものと決しました。  
ここで、14番大武伸彦委員の復席を求めます。

……………14番大武伸彦委員復席（ときに午後3時41分）……………

議長（沼部会長） これより議第22号9番以外の案件について審議に入りますが一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長） ……………異議なしの声……………  
異議なしと認めます。  
よって、一括して審議いたします。  
この案件について、質疑、意見を求めます。

議長（沼部会長） ……………なしの声……………  
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長（沼部会長） ……………全員挙手……………  
許可することが全員と認めます。  
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。

12番  
（島崎栄一委員） ▲▲地区の農地が■■さん一人に設定するようですが、これは問題ありませんか。

大坂事務局長補佐 使用貸借で5年間耕作して、その後賃貸借になるか検討するようです。もともと▲▲地区でたくさん耕作している方です。

12番  
（島崎栄一委員） その条件はわかりましたが、▲▲地区で■■さんしか耕作していないわけではないので、外の方ということはないですか

大坂事務局長補佐 今回は、■■さんが借りたいとして申請あったものわかりました。

12番  
（島崎栄一委員）  
議長（沼部会長） 次に日程第6議第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

- 小関事務局長           ただ今上程されました議第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
 本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し2件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
 関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長）       ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐       1番につきましては、■■■■が、■■■■より、▲▲字▲▲畑688㎡を所有権移転し、宅地分譲として利用するため申請があったものです。  
 当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく許可要件を満たすと考えます。  
 2番につきましては、■■■■が、■■■■より、▲▲字▲▲田合計992.25㎡を使用貸借し、農家住宅を建築するため申請があったものです。  
 当該地は、農地区分第1種農地と判断できますが例外規定の集落接続であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
- 議長（沼部会長）       ここで現地確認について14番大武伸彦委員より報告をお願いします。
- 14番  
 （大武伸彦委員）       5月18日に私と大河原清委員、大坂事務局長補佐、嶋貫主任の4名で現地を確認して参りました。すべての案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。
- 議長（沼部会長）       お諮りいたします。  
 これより審議にはありますが、一括して審議することにご異議ございませんか。
- 議長（沼部会長）       ……………異議なしの声……………  
 異議なしと認めます。  
 それでは一括して審議いたします。  
 これより本案件について質疑意見を求めます。
- 議長（沼部会長）       ……………なしの声……………  
 なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
 本案件について表決いたします。  
 お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長）       ……………全員挙手……………  
 許可相当の意見を付することが全員と認めます。  
 よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。

- 議長（沼部会長） 次に日程第7議第24号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第24号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は農地法第2条に該当しない旨の願出が本委員会に対し1件ありましたので提案するものであります。  
事実確認のうえ証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました、事務局長補佐の説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲登記地目が畑160㎡が、昭和59年より農作業小屋用地として利用し、現在に至っているものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
- 議長（沼部会長） ここで現地確認について14番大武伸彦委員より報告をお願いします。
- 14番（大武伸彦委員） 5月18日に私と大河原清委員、大坂事務局長補佐、嶋貫主任の4名で現地を確認して参りました。すべての案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。
- 議長（沼部会長） これより審議にはいります。  
本案件について質疑意見を求めます。
- 7番（遠藤敬一委員） 議長（沼部会長） 農業委員の方はこういうことがないように注意していただきたい。  
他に質疑意見ありませんか
- 議長（沼部会長） ………なしの声………  
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の案件について願出の通り証明することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長） ………全員挙手………  
全員と認めます。  
よって本案件は願出の通り証明することに決しました。

議長（沼部会長） 次に日程第8議第25号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第25号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は平成30年5月11日付け農第125号をもって、南陽市長から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて、賃借権設定4件の農用地利用集積計画を策定したいので当該計画について同上第1項の規定により本委員会において決定するよう求められておりますので、ご提案するものであります。  
ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田、1, 541㎡ を 新規の10年契約で、金納となっております。  
2番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田、3, 466㎡ 外2筆 合計9, 550㎡ を 新規の10年契約で、金納となっております。  
3番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田、2, 788㎡ を 新規の10年契約で、金納となっております。  
4番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田、641㎡ を 新規の10年契約で、金納となっております。

議長（沼部会長） これより審議に入りますが一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長） ………異議なしの声………  
異議なしと認めます。  
それでは一括して審議いたします。  
これより本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長） ………なしの声………  
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

議長（沼部会長） 本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の案件について計画の通り決定することが妥当と認められる委員は挙手願います。

………全員挙手………



議長（沼部会長）

決定することが全員と認めます。

よって本案件については、計画の通り決定すべきものと決しました。

議長（沼部会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。よって、平成30年5月18日付け南農委告示第5号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後3時55分）